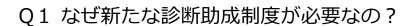
を国初「神戸モデル」4つのポイント

- ① 65歳以上は、自己負担ゼロで 医療機関における2段階方式の 認知症診断が受診可能
- ③ 神戸市民が認知症の方が起こ した事故に遭われた場合、見舞金 (最高3千万円)を支給

② 認知症と診断された方は、市が 賠償責任保険(最高2億円)に加入 するなど手厚い支援を提供

④ これらの費用負担を将来世代 へと先送りすることなく、市民の うすく広いご負担で賄う仕組み ① 65歳以上は、自己負担ゼロで医療機関における 2段階方式の認知症診断が受診可能



- Q2 診断はどのように行うの?
- Q3 いつから実施されるの?



TT

Q1 なぜ新たな診断助成制度が必要なの?

A 認知症にはさまざまな疾患があり、対応や支援内容がそれぞれ異なることから、少しでも早く、どの疾患の認知症であるかを把握し、その後の生活に備えることが重要です。より多くの方が早期に受診できるよう、診断に係る自己負担をなくし、また、認知症の有無だけでなく病名(アルツハイマー型認知症、血管性認知症など)も含めて診断できるための制度が必要となります。

Q2 診断はどのように行うの?

A まず、65歳以上の市民の方を対象として、地域での身近な医療機関で認知症の疑いの有無を診断し(第1段階)、疑いのある方には専門の医療機関で精密検査を受けていただき、認知症かどうかと病名を診断する(第2段階)、2段階方式で行います。

受診までの具体的な手続きについては、医療機関の選定とあわせて、決まり次第市民の 皆様に幅広くお知らせさせていただきます。

Q3 いつから実施されるの?

A 平成31年1月より開始予定としています。

を国初「神戸モデル」 4つのポイント

- 1 65歳以上は、自己負担ゼロで 医療機関における2段階方式の 認知症診断が受診可能
- ③ 神戸市民が認知症の方が起こ した事故に遭われた場合、見舞金 (最高3千万円)を支給

- ② 認知症と診断された方は、市が 賠償責任保険(最高2億円)に加入 するなど手厚い支援を提供
- ④ これらの費用負担を将来世代 へと先送りすることなく、市民の うすく広いご負担で賄う仕組み



② 認知症と診断された方は、市が賠償責任保険(最高2億円) に加入するなど手厚い支援を提供

- Q1 どうして事故救済制度が必要なの?
- Q2 どのような事故に対応できるの?
- Q3 支援を受けるにはどのような手続きが必要なの?
- Q4 いつから実施されるの?



Q1 どうして事故救済制度が必要なの?

A 認知症は、加齢によって多くの人がなりえる病気であり、認知症の人が事故を起こした場合に、ご本人やご家族のみに負担を強いるのではなく、社会全体で支えることが必要です。また、一般的な賠償責任保険が機能しない、誰もが責任を負わない事故も有ることから、その場合の被害に遭われた方を救済できる仕組みも求められています。認知症の人とその家族の不安を軽減するため、これらに対応できる制度が必要となります。

Q2 どのような事故に対応できるの?

- A 認知症の方(神戸市民)が事故で賠償責任を負った場合、その方が認知症と診断され事 前登録された方であれば、最高2億円まで支給します。
 - ※人身傷害や財物損壊を伴う事故が対象となります。
 - ※ご家族が監督責任を負った場合も含みます。
 - ※事故発生後、見舞金(給付金)を先行して支給しますが、その後に賠償責任が認められた際には、給付金に上乗せして保険金を支給します。
 - ※自動車事故は対象外となります。(見舞金も同じ)

Q3 支援を受けるにはどのような手続きが必要なの?

A 認知症と診断された場合、事故救済制度に関する賠償責任保険への加入やGPS端末利用の有無などのご意向を伺います。また、診断制度助成制度開始前に、既に認知症の診断を受けている方については、診断書の提出で登録が可能です。ご意向の確認方法等については、決まり次第、市民の皆様に幅広くお知らせさせていただきます。

Q4 いつから実施されるの?

A 平成31年4月より開始予定としています。

を国初「神戸モデル」4つのポイント

- ① 65歳以上は、自己負担ゼロで 医療機関における2段階方式の 認知症診断が受診可能
- ③ 神戸市民が認知症の方が起こ した事故に遭われた場合、見舞金 (最高3千万円)を支給

- ② 認知症と診断された方は、市が 賠償責任保険(最高2億円)に加入 するなど手厚い支援を提供
- ④ これらの費用負担を将来世代 へと先送りすることなく、市民の うすく広いご負担で賄う仕組み

走

③ 神戸市民が認知症の方が起こした事故に遭われた場合、 見舞金(最高3千万円)を支給

- Q1 どうして市民を対象にした見舞金制度が必要なの?
- Q2 どのような事故に対応できるの?
- Q3 見舞金を受けるにはどのような手続きが必要なの?
- Q4 いつから実施されるの?



Q1 どうして市民を対象にした見舞金制度が必要なの?

A 認知症の人が、火災や傷害などの事故を起こされた場合、賠償責任の有無の判断が難しいケースがあります。こうした場合、被害を受けた方の損失が早期に補償されないことが想定されますが、神戸市の制度では、賠償責任の有無を問わず、市が最高3千万円の見舞金を速やかに支給する仕組みにしています。

Q2 どのような事故に対応できるの?

- A ○例1 (外出時の衝突による事故)
 - ・認知症の方が、何らかの事情により人と衝突し、相手がケガを負われた場合や相手の 持ち物を壊された場合などに見舞金を支給します。
 - ※被害者(神戸市民)が死亡した場合、遺族に最高3千万円を支給します。
 - ※被害者が(神戸市民以外)で、加害者(認知症の人)が神戸市民の場合は、最高 10万円を支給します。
 - ○例2 (失火時の類焼被害)
 - ・認知症の人の失火により、周辺の家や家財に類焼した場合、被害者に最高40万円を 支給します。

- Q3 見舞金を受けるにはどのような手続きが必要なの?
- A この制度は、事前登録の必要は一切ありません。すべての神戸市民を対象に、認知症の 人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に対し、見舞金を支給します。
- Q4 いつから実施されるの?
- A 平成31年4月より開始予定としています。

を国初「神戸モデル」4つのポイント

- ① 65歳以上は、自己負担ゼロで 医療機関における2段階方式の 認知症診断が受診可能
- ③ 神戸市民が認知症の方が起こ した事故に遭われた場合、見舞金 (最高3千万円)を支給

② 認知症と診断された方は、市が 賠償責任保険(最高2億円)に加入 するなど手厚い支援を提供

④ これらの費用負担を将来世代 へと先送りすることなく、市民の うすく広いご負担で賄う仕組み



④ これらの費用負担を将来世代へと先送りすることなく、 市民のうすく広いご負担で賄う仕組み

- Q1 どうして市民に新たな負担(超過課税)を求めることが必要なの?
- Q2 超過課税って何? いつから、どのくらい税金が高くなるの??
- Q3 毎年の経常的な行政サービスの経費を削減すれば、増税しなくて 済むのではないの?
- Q4 公共施設や道路などの投資に充てているお金を

 認知症対策に回せばいいのではないの? ,



TI

Q1 どうして市民に新たな負担(超過課税)を求めることが必要なの?

A 神戸市などの地方公共団体が市民の皆様に提供している福祉や教育などの毎年の経常的な行政サービスにかかる費用負担は、今の世代だけでは足りず、借金(赤字地方債などの発行)で賄われ、私たちの子どもや孫といった将来世代にそのツケが先送りされています。今回、認知症対策の「神戸モデル」は、全国初、神戸市独自の取組みですので、その実現に要する費用は、将来世代へと先送りすることなく、現在の神戸市民にうすく広くご負担いただく仕組み(月あたり約34円)で賄いたいと考えているからです。

神戸市の経常的経費 計 7,047億円 この経費の負担の内訳は・・・

今の世代の負担 (利用料金など) 556億円 今の世代の負担 (市税など) 5,512億円

不足分 979億円

不足分は借金をして賄う = 将来世代の重い負担になる





Q2 超過課税って何? いつから、どのくらい税金が高くなるの??

A 市民の皆さんに納めていただく税金は、地方税法という法律の範囲内で、自治体が定める条例で決められています。超過課税とは、法律で定められている標準税率(通常用いるべき税率)を超えて、自治体の判断で税率を上げて課税する仕組みです。

多くの都道府県では、この仕組みを活用し、森林の保全などを目的とした道府県民税均 等割の超過課税が行われています。

(兵庫県における県民緑税の場合、個人県民税は年額+800円)

今回、神戸モデルの導入において検討している案は、一定以上の所得のある市民にご負担いただいている個人市民税のうち、均等割の税率を、年額3,500円から400円上げて、年額3,900円とするものです。

引上げの時期は、平成31年度分からであり、基本的には、平成31年6月以降の税額が変わることとなります。(変わり方は、個々人の所得や徴収方法によって異なります)

年額+400円

(年額)	現行		導入後
個人市民税均等割	3,500円	\Rightarrow	3,900円
個人県民税均等割	2,300円		2,300円
合計額	5,800円	\Rightarrow	6,200円

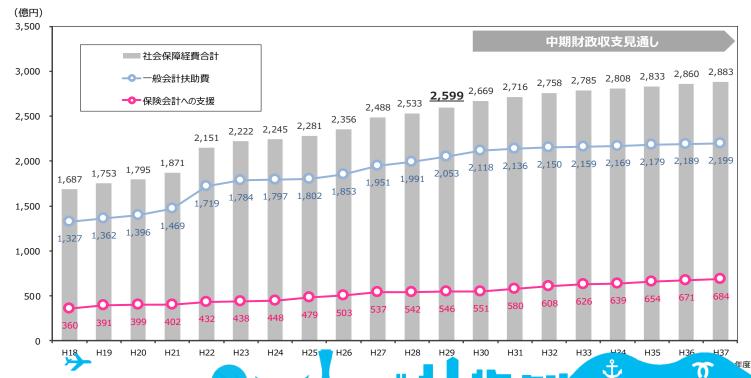
(注)個人県民税には、兵庫県民緑税800円を含む



Q3 毎年の経常的な行政サービスの経費を削減すれば、増税しなくて済むのではないの?

A 毎年の経常的な行政サービスの経費の多くを、高齢者福祉や子育て支援、障がい者福祉 といった社会保障関係費が占めています。

これらの経費は、神戸市民にとって必要不可欠のものであるだけでなく、少子・高齢化に伴う人口構造の変化に伴って、年々増加しており、今後も増加し続けることが予想されています。これらの経費削減で財源を生み出すことは非常に困難です。





Q4 公共施設や道路などの投資に充てているお金を認知症対策に回せばいいのではないの?

A 市民の皆様の利便性向上や防災対策、大都市としての成長力強化のため、道路をはじめとする社会インフラの整備は必要な投資です。こうした投資によって得られた市民共通の財産は、今の世代だけではなく、将来世代も利用するものであることから、世代間で負担を分担するため、投資に必要な財源の多くは借金で賄われます。(借金は、将来世代の負担で毎年少しずつ返済します。)

今回の認知症対策の「神戸モデル」に必要な費用は、こうした投資に必要な費用とは異なり、毎年経常的に発生するものであることから、借金ではなく、現在の神戸市民にうすく広くご負担いただく仕組み(月あたり約34円)がふさわしいと考えています。

